

伊丹市立鴻池小学校 P T A 規約

令和 6 年 4 月版

伊丹市立鴻池小学校 P T A

伊丹市立鴻池小学校 P T A 規約

第1章 総則

第1条 (名称)

この会の名称は、伊丹市立鴻池小学校 P T A という。

第2条 (事務局の位置)

この会は、事務局を伊丹市立鴻池小学校（以下「本校」という。）内におく。

位置 伊丹市鴻池4丁目4番5号

第3条 (目的)

この会は、本校に在籍する児童の保護者と本校に勤務する教職員（以下「会員」という。）が連帯して、会員および児童の福祉の増進ならびに心身の健やかな成長をはかるとともに、本校教育の発展に寄与することを目的とする。

第4条 (方針)

この会は、第3条の目的を遂げるため、次の方針に従って活動する。

- (1) 特定の政党や宗教にかたよることなく、また専ら営利を目的とするような行為は行わない。
- (2) この会、または、この会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
- (3) この会は、自主独立のものであって、他のいかなる団体の支配、統制、干渉を受けない。
- (4) この会は、学校の管理や人事に干渉しない。ただし、管理に関して問題が生じたときには、その解決にむけて協力と助言ができるものとする。

第5条 (活動)

この会は、第3条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 家庭、学校および地域社会における児童の福祉増進をはかる。
- (2) 家庭生活および社会生活の水準を高め、民主社会における市民の義務と権利に関する理解を促すために、会員に対して成人教育を行う。
- (3) 学校教育に対する理解を深める活動を推進する。
- (4) 学校と家庭と地域社会の緊密な連携をはかり、児童の心身の健全な発達と、より良い教育環境の改善に努める。
- (5) 会員相互の融和と研修に努め、よりよい保護者、よりよい教職員になるよう努める。
- (6) 児童の教育ならびに福祉のために活動する社会的団体や機関と協力する。
- (7) その他、第3条の目的を達成するために必要な活動を行う。

この会の活動は、児童の安全・安心に資する事項を優先する。

第5条の2 (個人情報取扱い)

この会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得、利用、管理その他の取扱いについては、別に定める細則により適正に行うものとする。

第2章 会員

第6条 (構成)

この会は、第3条の目的を達成するための任意の団体であり、会員をもって構成する。

会員は、児童の保護者にあつては家庭を、教職員にあつては個人を単位とする。

会員の入会および退会は、次の各号の定めによる。

- (1) 児童の保護者にあつては本会への入会に同意した日をもって入会し、在籍する児童がいなくなった日をもって退会する。
- (2) 教職員にあつては本校に着任した日をもって入会し、退職した日または本校から離任した日をもって退会する。

個人的その他の事由により入会を希望しない場合、または退会を希望する場合は、書面によりその旨を事務局に申し出るものとする。この場合において、申出を行った者は、申出を行った日よりこの会の会員でなくなるとともに、この会の活動に参画する一切の権利を喪失する。

第7条（義務および権利）

この会の会員は、すべてこの規約のもとにおいて、この会の活動に参画する平等の義務と権利を有する。

第3章 機関

第8条（機関および構成）

この会に、次の機関をおくことができる。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会
- (3) 委員会
- (4) 役員会

総会組織図は別図のとおりとする。

第9条（総会）

総会は、次の各号に掲げる事項を議決する、この会の最高の議決機関であつて、定期総会および臨時総会とし、全会員で構成する。

- (1) 活動報告および収支決算の認定
- (2) 規約の制定または改廃
- (3) 活動計画および収支予算の決定
- (4) 役員、委員および会計監査の承認
- (5) その他この会の目的を達成するために必要な事項

第10条（定期総会および臨時総会）

定期総会は、原則毎年1回、会長が発起人となり開催することができる。

臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に、会長が発起人となり開催する。

- (1) 会員の3分の1以上の要望で、会議の目的である事項を示して請求があったとき。
- (2) 運営委員会が必要と認めたとき。

会長は、前項の請求があった日、もしくは必要と認められた日から起算して2週間以内に、開催する日を決定しなければならない。

また、総会の開催に代えて、書面又はオンラインによる決議を行うことを妨げない。

第11条（総会議案の通知）

総会を開催するには、会長は、会員に対し日時、場所および議決事項、その他必要な事項を示して、開催の日から5日前までに、文章をもって通知しなければならない。

第12条（総会定足数および議決権）

総会の定足数は、全会員の3分の1以上（委任状を含む。）とし、議決は出席者の過半数により決する。この場合において、児童の保護者にあつては1家庭につき1つの、教職員にあつては個人に1つの議決権を有し、役員および役員と同一家庭の会員は議決に加わらない。

賛否同数の場合は、議長がこれを決定する。

議長は、会長または会長と同一家庭の会員がこれに当たる。

但し、書面における総会の開催等で議長を立てることが困難な場合に限り、会長または会長と同一家庭の会員がこれを決定する。

第13条

削除

第14条

削除

第15条

削除

第16条

削除

第17条の1（運営委員会）

運営委員会は、総会に次いで決定権を有する企画機関であつて第5条に定める活動のほか、総会に提出する原案等の作成、および次の議事内容について協議する。

- (1) 年度当初における活動計画の立案
- (2) 委員の活動状況、一般会計についての中間報告と承認
- (3) 総会より委任された特別の案件
- (4) 役員、委員および会計監査の選出
- (5) 緊急を要する事項、その他やむを得ない事情により総会招集が困難と判断した事項

第17条の2（運営委員会の開催）

運営委員会は原則として年に5回程度開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、随時開くことができる。

第17条の3（定足数）

運営委員会の定足数は役員の3分の2以上（委任状を含む。）とし、議事は出席者の過半数によって決する。

第18条（運営委員会の構成等）

運営委員会は、役員を主として構成することができる。なお、すべての運営委員会は全会員が傍聴することができる。

第19条（委員会）

この会は、第3条の目的達成のために委員会を設けることができる。委員会の運営については別に定める細則により行うものとする。

第19条の2（ボランティア活動）

第3条の目的達成のため、会員による任意のボランティア活動を行うことができる。

第20条（委員会の構成等）

委員会は、総会により承認された委員をもって構成することができる。

委員会は、運営委員会に対して活動計画、その他必要な事項を協議・提案することができる。

第21条（役員会）

役員会は必要に応じて適宜開催することができる。

役員会で決議した事項は、必要に応じて運営委員会へ報告するものとする。

役員会は、規定および細則の制定、改廃について決定権を有する。

第22条（役員会の構成）

役員会は、執行部、顧問および理事で構成することができる。

第4章 役員および委員

第23条（役員）

この会に次の役員をおくことができる。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 書記
- (4) 会計
- (5) 顧問
- (6) 理事

なお、役を兼任することを妨げない。前項第1号から第4号までの役員は、保護者の中から選出するものとし、10名程度で執行部を組織する。

顧問については、学校長および執行部経験者をもってあて、理事については、教頭をもってあてる。

この会の適正な運営維持のため必要なときは、第1項第2号から第4号までの役員数は、若干の増減を行うことができる。

第23条の2（会計監査）

この会に会計監査をおく。

会計監査は保護者2名および教職員1名をもってあてる。

会計監査は、この会の経理を監査し、総会において監査報告を行う。

第24条の1（委員会）

この会に次の委員をおくことができる。

鴻小スタッフ（旗当番スタッフ・土曜スタッフ・選考スタッフ・広報スタッフ・地域つながりスタッフ）

委員の定数は、別に定める規定および細則による。

第24条の2（委員の総称）

委員の総称は、規定第1条の2に定めた通りとする。

第25条（役員の任務）

役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、この会を代表し、総会、運営委員会、役員会の発起人となり、この会を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、この会の円滑な進行を図り、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- (3) 書記は、総会、運営委員会などの議事や活動状況に関する主な事項を記録するとともに、諸記録、通信、その他の書類の保管にあたる。
- (4) 会計は、この会の会計事務を処理し、会計帳簿の作成、保管にあたる。
- (5) 顧問は、会議に出席し、助言を行うことができる。
- (6) 理事は、会議に出席し、議案の審議やその運営にあたる。

第26条（委員の任務）

原則、委員の任務は次のとおりとする。

- (1) 委員は、第24条の1のいずれかの委員会に所属し役割を分担することができる。
- (2) 委員は、委員会に出席し必要事項を協議することができる。

第27条（役員および委員の任期）

この会の役員および委員の任期は、毎年の定期総会の終結より次期総会の終結までとする。

全ての会員（児童の保護者に限る。）は、特別の事由を除いて、原則、児童1人につき最低1年の任期、委員を務めなければならない。

第28条（役員および委員の選出）

役員および委員の選出は、次のとおりとする。

- (1) 役員および委員の選出方法は、別に定める規定および細則による。
- (2) 役員および委員は、総会の承認を得て選任する。
- (3) 前号に関わらず、役員および委員に欠員が生じた時は、別に定める規定により選出することができる。

第5章 会計

第29条（会計の種類）

この会の会計は、一般会計ならびに特別会計とする。

第30条（予算）

この会の経費は、会費およびその他の収入をもってこれに充てる。ただし、特別会計については、別に定める。

会費は、本校に徴収事務を委任し、学校徴収金と併せて徴収するものとする。

この会の経費は、第3条の目的達成のためにのみ使用する。

第31条（会計年度）

この会の会計年度は、毎年4月1日より始まり翌年3月31日に終わり、剰余金は次年度の歳入に充てる。

第32条（会計帳簿）

会計帳簿は、会員の請求があれば、個人情報に関する事項を除き、自由な閲覧に供することができるものとする。

第33条（会計規定）

会計に関する事項は、別に定める規定による。ただし、会費の変更については、総会の承認を必要とす

る。

第6章 付則

第34条（規定および細則）

この会の規約を施行するのに必要な規定および細則は別に定めることができる。

第35条（規定および細則の改廃）

規定および細則の制定または改廃は、運営委員会の助言を必要とし、役員会において決定するものとする。

第36条（規約の改廃）

この規約に疑義が生じたときは、役員会および運営委員会で協議し、総会の決議を得るものとする。

第37条（施行）

この規約は、昭和56年7月9日より施行する。

第38条（改正の沿革）

本規約の改正年月日は次のとおり

昭和61年5月11日より一部改正施行する。

平成元年5月3日より一部改正施行する。

平成4年5月9日より一部改正施行する。

平成10年5月2日より一部改正施行する。

平成15年5月16日より一部改正施行する。

平成18年5月17日より一部改正施行する。

平成19年5月2日より一部改正施行する。

平成20年5月1日より一部改正施行する。

平成23年5月6日より一部改正施行する。

付 則

この規約は平成28年5月2日付けで改正し、即日施行する。

この改正に際し、施行前に実施された内容については、本規約の規定に基づき施行されたものと読み替える。

付 則

この規約は平成30年5月2日付けで改正し、即日施行する。

付 則

この規約は令和2年6月12日より一部改正施行する。

この規約は令和3年4月28日より一部改正施行する。

この規約は令和3年12月15日付けで改正し、即日施行する。

付 則

この規約は令和6年4月26日より一部改正し、即日施行する。

総会組織図

